献上鷹・下賜鷹の特質と将軍権威

はじめに

様々な人たちが、様々な場で、様々なモノの贈答を行っていた。 儀礼的行為には贈与行為がともなうことも多くみられる。近世社会では、 おり、近世社会を体系的に維持する上で不可欠な行為であった。実際、 おり、近世社会を体系的に維持する上で不可欠な行為であった。実際、 おり、近世社会を体系的に維持する上で不可欠な行為であった。実際、 な面や政治的な面などによる支配・従属関係が形成・維持されていた。 として有効に機能して な面や政治的な面などによる支配・従属関係が形成・維持されていた。 として有効に機能して な面や政治的な面などによる支配・従属関係が形成・維持されていた。

行為は単にそのモノを授受することだけではなく、書状や使者による御諱名の一字といった地位や名誉をあらわすものなどがある。また、贈答位者は大名、同位者間は大名間に相当する。その将軍と大名の間では様々なモノが贈答の対象となっており、刀剣・鷹・馬・食品・衣類・金銭の献上、上位者から下位者への下賜、ならびに同位者間での贈答に大別の献上、上位者から下位者への下賜、ならびに同位者間での贈答に大別の献上、上位者から下位者への下賜、ならびに同位者間での贈答に大別の献上、上位者から下位者への財際でみると、下位者から上位者へ

田

卨

寛

徳

礼・挨拶といった派生行為も存在する。

下賜者 れば、なぜ鷹が贈答に扱われたのかという点がより鮮明になるのではな ていたのであろうか。 じ鷹の贈答ではあるが、献上と下賜で、鷹そのものは同一の性質を有し 他者へは許可なく鷹狩をすることを禁止したことなどが理由であろう。 ぶこと、小動物を捕獲する能力があること、 えることなどがあげられる)だけではなく、為政者が鷹をほぼ独占し、 では、どのような鷹が献上品・下賜品に適していたのであろうか。 鷹は権威・権力の象徴とされる。これは、 (拝領者) それぞれが求めた、 献上時の献上者と被献上者、 鷹の特質や鷹への期待が導き出せ 人が飼い馴らせば自由に扱 鷹そのものの性質 下賜時の下賜者と被 (空を飛

軍 0 れらによって一儀礼が成り立っている。 つの もの 権威介在の意義を一考することとしたい かと思われる。 の特徴から、 儀礼が完了するまでの過程には、 また、 献上鷹・ 儀礼と一言で言っても、それは多種多様であり、 下 -賜鷹の特質を検討し、 さらに細かな行為が存在し、 本稿では、 鷹贈答の過程と鷹そ 鷹贈答における将 そ

津 :軽家の鷹献上

る

献上することが恒例となっていた。 していくが、 が大半を占めていた。 献上を行っていた。 所領に持つ大名は、 は 産 地が限定されている特産的な性格をもつもので、 この津軽家も鷹の時献上を行う大名の一人で、 その鷹献上大名も決まっており、 定の時期に一定数の鷹を将軍へ献上するという時 本節では弘前藩津軽家を事例として鷹献上を検 松前藩と奥羽諸藩 鷹 毎年五居 の特産 地

例行事として行われている時期であり、 情報を導き出せるためである。 こととしたい。 記 津軽家による鷹献上の事例を、 鷹献上に関する記事を抽出したのが【表1】である 江戸日記)」を使用する。 この 時期を選択した特別な理由はないが、 史料は 『津軽家文書』の その中の安永五年 史料から鷹献上に関わる様々 安永期を中心として述べてい 「弘前藩庁日 鷹の献上が (一七七六) 恒 <

である

(後掲

[史料3])。

八月に入ると、

献上鷹だけではなく、

鷹の餌

に幕府鷹匠組頭の原田甚六から、

安永五年日記の中で、

鷹献上に関係する最初の記事は、

七月二十八日

津軽家が鷹の所望を受けたというも

H

記

国日 から、

[表1] 安永5年の津軽家鷹献上の過程

では、

| 月日 | 事項 |
|--------|-------------------------|
| 7. 28 | 幕府鷹匠組頭原田甚六から鷹の所望を受ける |
| 8. 14 | 献上鷹用の餌鶏は「例年之通」 |
| 8. 27 | 鷹の「容」姿は「宜」しき状態 |
| 9. 3 | 献上・進呈鷹の決定 |
| | 諸用道具決定 |
| 9. 4 | 8日の献上鷹出立と7日の藩主「見分」を伺う |
| 9. 5 | 諸入用準備 |
| 9. 6 | 諸入用準備 |
| 9. 7 | 藩主「御見分」 |
| 9. 8 | 江戸へ出立 |
| 9. 29 | 江戸に到着 |
| | 鷹を湯洗し家老が「御見分」する |
| | 献上後の関係者への礼品は「例年之通」 |
| 10. 5 | 原田甚六が来て鷹を「御覧」になり料理を振る舞う |
| 10. 13 | 献上 |
| 10. 14 | 献上に対する奉書を頂戴する |
| 10. 15 | 川越藩主松平千太郎と原田甚六に残りの鷹を進呈 |
| 10. 20 | 鷹匠、津軽へ出立 |

注:「弘前藩庁日記(御国日記・江戸日記)」より作成。 9月29日の記事からが江戸日記による。

ての と原田甚六に進呈し、 鷹匠が江戸へ向けて出立した。 主津軽信寧の となる鶏や諸道具など、 準備が行われた。 「御見分」 十月二十日、 献上が無事済み、 を経た後、 献上に関係する諸事が準備された。 江戸に到着してからは 鷹匠が津軽 九月八日、 残りの鷹を川越藩主松平千太郎 献上鷹を連れた津軽 の帰国の途について 献上当日に備え そして、 家 藩 0

- 43 -

この経緯の中からいくつかの史料を掲げ、献上過程の特質を探る。

[史料1] は 「御国日記」 安永五年九月三日条である。

[史料1]

御鷹匠小頭申立候、 御献上之御鷹来ル八日立被 仰付度奉伺候

裏真名板渕

藤代組三世寺村

次五兵衛

表真名板渕

一、一番若黄鷹

一、二番若黄鷹

崎組岩井村

藻川古川添

三番若黄鷹

広 田 組藻川村

茂左衛門

若柳

喜作

広

田

組姥萢村

四番若黄鷹

瀧井袋千ケ沼

源次郎

五番若黄鷹

柏 木組瀧井村

九惣

右五居御献上

いる。

藻川与左衛門沼

広 田組藻川村

六番若黄鷹

源助

右一居御用意

表真名板

藤崎組岩井村

七番若黄鷹

但、

茂左衛門

打申候御鷹与引替 御留置奉伺候

御進物右御鷹昨日撃差上申候ニ付:

先日奉伺候通

右七居当御献上并御進物御用意、 在々御鷹待之者共擊差上申候處

ある。

御鷹容宜御座候間、 御留置被 仰付度奉伺候

津軽家の鷹献上数は、 この年も例年通りの五居である。 「御献上」 の

鷹には「一番」から「五番」までの番号が順番に付けられ、「六番」の

「一番」・「二番」といった番号は、 「御用意」と 「七番」の 「御進物」とは明確に分けられている。この その年に捕縛した鷹の順番である。

「一番」は「初種」とも呼ばれ、 初鰹献上や初鶴献上などと同様に、

も初物が献上品に適していると意識されていた。一つ書きの右横に記さ

所地を示している。また、次五兵衛以下は、鷹を捕縛した「鷹待」と呼 れている「裏真名板渕」や 「藻川古川添」・「若柳」などは、 その鷹の出

ばれる在地の者たちである。 注目したいのは、献上鷹の全てが「若黄鷹」=若鷹であるという点で

ある。 大鷹に成長する前の若鷹が献上されたわけである。そして、「御鷹容」 若鷹は、その年生まれの一歳鷹で、成長すると大鷹と呼ばれる。

「宜」しき状態であることも、 尾羽が揃い、羽や爪に痛みや損じのないものが、「宜」 献上鷹が選ばれる重要な理由になって

しき状態

ク付けがされる場合もあった。その場合、「下」ランクの鷹は献上され である。献上鷹それぞれに「上」、「中ノ上」、「中」というようなラン

ていない。 献上品として不適格なためである。

みや損じがなく、 上鷹には、 すなわち、 視覚的価値や将来性が求められたのである。将来性とは、 献上鷹の条件・特質として、その「容」が 初物の若鷹であるという点をあげることができる。 宜 しく、 痛

上後に将軍が使用するという前提をもって鷹が献上されたということで

[表2] 安永2年の鷹献上大名

| 献上大名 | 居城 | 献上鷹 |
|--|----------------------|----------------------------------|
| 伊達陸奥守重村 佐竹右京大夫義敦 上杉弾正大弼治憲 南部大膳大夫利雄 松平丹波守光和 | 台田沢岡本 | 黄鷹 若黄鷹 黄鷹 若黄鷹 半鷹・網懸鷹 |
| 戸沢孝次郎正産 津軽出羽守信寧 諏訪安芸守忠厚 松前志摩守幸広 | 新庄 弘前 高島 松前 | 黄鷹 御鷹 巣鷂 御鷹 |

注:「安永二年武鑑」より作成。

上御鷹并御進物御鷹

決定し、 れる中、 自らの献上鷹 われている。 [史料_{2]} さて、 於北之御縁、 諸事の準備が進めら 将軍へ献上する鷹が 津軽出立直前に藩主 「御見分」 当御 が行

分御座候間、 御用意御鷹共、 大目付両人罷出候、 拙者共 御見

こうした「御見分」は、

エロニケの決权法の廃災ロル

| し表3」安永元年~大明元年の津軽潘の鷹進呈先 | | | | | |
|------------------------|----------|----------------|--|--|--|
| 年 次 | 進呈先 | 石 高 (幕府役職) | | | |
| 安永元 | 板倉佐渡守勝清 | 安中3万(老中) | | | |
| | 有馬中務大輔頼徸 | 久留米20万 | | | |
| 2 | 井伊掃部頭直幸 | 彦根30万 | | | |
| | 水野壱岐守忠見 | 北条1.5万(御鷹掛若年寄) | | | |
| 3 | 有馬中務大輔頼徸 | 久留米20万 | | | |
| 4 | 阿部備中守正倫 | 福山10万(奏者番) | | | |
| 5 | 松平千太郎直恒 | 川越15万 | | | |
| | 原田甚六正勝 | (鷹匠組頭) | | | |
| 6 | 大納言家基 | (将軍嗣子) | | | |
| 7 | なし | | | | |
| 8 | 松平右京大夫輝高 | 高崎7.2万(老中) | | | |
| 9 | 有馬中務大輔頼徸 | 久留米20万 | | | |
| 天明元 | 立花左近将監鑑通 | 柳川10.9万 | | | |

注:「弘前藩庁日記」より作成。

ことによる。

津

る場合が多くみられる

幕府鷹匠組頭原田甚六 藩主松平千太郎直恒と 軽家は川越十五万石 安永五年の場合、

将軍 場合は、 ತ್ತ が江戸に到着した後も行われている。 医元、 [表3] 献上責任者の許可をもって献上が可能となるということを示してい への献上品として相応しいかどうか確認をする意味があり、 家老が江戸で、それぞれ 家老が国元、 は、 安永期 藩主が江戸で (安永十年は天明元年に改元) 「御見分」を行い、藩主が江戸にいる 「御見分」を行っている。 藩主が在国している場合は、 における津軽家 鷹所有 藩主

鷹進呈先を示したものである。 将軍嗣子から幕臣・大名まで進呈先は様

々である。 へ鷹を贈呈する場合は 「献上」、 鷹を贈呈する場合は 幕臣や大名 以下、

と確定できる。 両家の献上鷹は た鷹の献上を望んでいたと思われる。

なお、

[表2] では、

津軽・

「御鷹」と記されているが、

「弘前藩庁日記」から若鷹

するという前提で、

若鷹や巣鷹を献上していたのであり、将軍もそうし

どの大名も、これから将軍が使用

網懸鷹とは網

当然、

にかけて捕まえた若鷹のことである。

には未使用ということになる。鷂は鷹の種類のひとつで、

これから若鷹、そして大鷹へと成長していく。

の雛であり、

濃国松本・高島両藩が献上する巣鷹とは、

は九家で、

しかも、

その献上鷹の全てが若鷹もしくは巣鷹であった。

鷹の時献上を行っていた大名

大

字のごとく巣の中にいる状態

名武鑑」から作成した〔表2〕によれば、(2)

若鷹を献上したのは津軽家に限ってのことではない。安永二年の

用し、 その行為が「献」と する。これは史料上、 「進」に使い分けられ 「進呈」という語を使 贈答行為を別記

正勝に鷹を進呈している。

[史料3]

一、御鷹匠組頭原田甚六様ゟ若黄鷹一居御所望ニ付被進候間、当秋

御献上御鷹御登せ之節、右御鷹一居別段差登せ候様被の仰付候

間、於其表可被 仰付候、委細之儀者御書役ゟ其表御書役江可

(3) 申参侯、

〔史料4〕

一、松平千太郎様并原田甚六様江御献上之御残御鷹一居宛被遣侯、

尤被遣方之儀御書役二而取斗之、

・原田甚六両名に「御献上之御残御鷹一居宛」を無事に進呈している。している。そして、〔史料4〕のように、鷹の江戸到着後、松平千太郎り、それに対して津軽家は秋の鷹献上とともに鷹を進呈することを約束〔史料3〕によれば、原田甚六から「若黄鷹一居」の「御所望」があ

各方面に鷹を進呈していた。これは津軽家に限らず、松前や奥羽諸大名幕臣や大名から津軽家への鷹「御所望」は頻繁にあり、津軽家はそれら

をはじめとする鷹供給諸藩も同様であったと思われる。(エ)

は、安永八年三月時に彦根藩井伊家がどのような鷹を所持していたのか鷹供給諸藩への「御所望」などによって鷹を入手していた。[史料5]。こうして、幕臣や大名は、将軍からの下賜によるものだけではなく、

[史料5]

を示す史料である。

一、仙北雁捉大鷹

一、北郡雁捉大鷹

松村善介

鷹」は、井伊家が津軽家に所望して、安永二年に入手した若鷹であった。

一、秋田大鷹

一、南部戸鑛山大鷹

黒岩鴨捉大鷹

雄勝郡大鷹

一、津軽大鷹一、巣ケ谷鷂

一、奥州鮎川湊大鷹一、戸沢雁捉大鷹

山口小介

小森作兵衛

山口善之丞

藤本源十郎

水谷佐左衛門藤本作十郎

朽見助五郎

一、七戸尾駮黄鷹

、三塒鷂

右鷹共塒中餌飼申付候

件之趣可申渡候

三月

用 人 中

鈴木平兵衛殿

とともに、安永二年に津軽家から鷹の進呈を受けている。この「津軽大領によるものではない。その拝領ではない鷹の一居に、「津軽大鷹」がるのは将軍から拝領した鷹であり、記されていないのは将軍からの拝のによるものではない。その拝領ではない鷹の一居に、「津軽大鷹」がある。「表3」のように、藩主井伊直幸は御鷹掛若年寄水野壱岐守忠見がある。「表3」のように、藩主井伊直幸は御鷹掛若年寄水野壱岐守忠見がる。「表3」のように、藩主井伊直幸は御鷹掛若年寄水野壱岐守忠見がるのは将軍から暦を開発している。この「津軽大鷹」が高いるのは将軍がある。「表3」のように、藩主井伊直幸は御鷹井石では、大田産(佐竹領)・北郡産(南部領)・北田産(佐竹領)・北郡産(南田によると、井伊家は「拝領」とある仙北産(佐竹領)・北郡産(南田によると、井伊家は「拝領」とある仙北産(佐竹領)・北郡産(南田によると、井伊家は「拝領」とある仙北産(佐竹領)・北郡産(南田によると、井伊家は「拝領」とある仙北産(佐竹領)・北郡産(南田によると、井伊家は「拝領」とある仙北産(佐竹領)・北郡産(南田による)

れを示している。 番」から「五番」 られていた献上鷹は一居たりとも欠くことはできず、五居が揃った上で 残御鷹一居宛」とあるように、あくまで進呈は献上の「御残」物であり に、「御用意」が原田甚六に渡されたとみられる。そして、「御献上之御 年は松平千太郎と原田甚六が鷹の進呈先だが、 っていた。【史料1】では、「一番」から「五番」までが献上鷹であり 「御残」の進呈より献上の方が優先的に行われていた。毎年五居と定め 「御残御鷹」の進呈が行われたのである。その年の最初に捕まえた「一 「六番」の「御用意」と「七番」の さて、 津軽家は鷹を江戸へ登らせるに際して、献上と進呈を同時に行 の鷹を献上していることや、「御残」という表現がそ 「御進物」が進呈鷹である。 「御進物」が松平千太郎 安永五

呈しているようで、 現され、それは幕閣の構成員であることに対する特権、 幕閣相手ではなく、先方からの として機能していたとされる。(エタ きたい。 馬場弘臣氏によれば、 馬場氏が中心に扱った家綱期には、 この点は、 小田原藩が幕閣に配った鮎も 津軽家の 今後時期的な変化・特徴を明らかにして 「御所望」 津軽鷹も大老酒井忠清に度々進 「御残」鷹の場合は、 に対応して進呈している。 「献上御残」 また確認の手段 必ずしも 」と表 た

史料である。 献上の補填用としても利用された。 また、「御残」や 「御進物」・「御用意」 安永六年時の の鷹は、 【史料6】はその関連 進呈用だけではなく、

[史料6]

御書役申出候、 御献上御鷹目論之内、 四番メ御鷹若柳不宜候付

> 江戸へ送っているのである。そして、 家はそうした不慮の事態に備えて、 0) な鷹のみが献上されたのであり、不適格な鷹は献上されなかった。 登らせていた「御進物」の 献上鷹の江戸到着後に「御見分」を行ったところ、 「四番」鷹が「不宜」という状態であったため、献上鷹と同時に江 「御残」の進呈が可能となったのである。 御進物之内六番メ御鷹表真名板渕与認替被 「六番」鷹と交換している。視覚的に十分 献上用五居に一、二居を加えた鷹を 当初の予定通り五居を献上した上 五居の内、 若柳産 津軽

仰付候旨申出達之、

の進呈事例を示す。 次に、〔表2〕の中から、 安永六年における将軍徳川家治の嗣子家基

「史料 7 ^②

、大納言様御内々被 仰出候由

所 此旨夫々被仰付、 仰出候、 柴田甚六殿ゟ被仰 有御座候哉、 陸奥守様 右拾三枚尾羽之御鷹早々為登候樣 右ニ付、 此方様 御内々御伺之處、 委細之儀者御書役ゟ其許御書役江可申参候 右御鷹被差登様可被 越候、 御内々ニ而片鳥屋之御鷹御座候者被献候様 拾三枚尾羽之御鷹被献候儀 弥被献候様被仰越、 仰付候 御国元江申遣候様被 其段申上候 如 何可

本文申遂候御鷹、 表向者戸 ,田久次郎殿御所望之分ニ而有之由御

候、 此段共申遂候

を行っている。 安永期、 大納言家基は、 これは『徳川実紀』などから確認できる。その家基から、 将軍の嗣子として江戸周辺の鷹場で自ら鷹狩

進呈 えた鷹を渡している。 基もこれから使用することが可能な鷹を要望し、 江戸へ登らせることとした。「片鳥屋之御鷹」 あった。これに対して、津軽家は家基希望の「片鳥屋之御鷹」を早々に 「御内々」の意図をもって伊達「陸奥守」重村と「此方」津軽信寧に鷹 (「被献候」とあるので献上に分類すべきかもしれない) は一歳の鷹で、 津軽家もその期待に応 やはり家 の依頼が

去している。 ていたのである。 いる立場にあったが、 のこととして進めている。この当時、 向」は幕府鷹匠頭戸田久次郎勝愛が 大名や幕臣同様に、 ・賜以外は、 ただ、 そして、これは家基が所有する鷹として進呈されるわけだが、「表 家基の場合、 必要に応じ、 その後、 独自の働きかけによって鷹を入手していたのである。 毎年一定数の鷹献上を受けないため、 大名・幕臣と異なり、 鷹匠頭への進呈を「表向」として鷹を確保し 家基は将軍職につくことなく、安永八年に死 「御所望」していた。将軍嗣子も、 家基は将来の将軍職を約束されて あくまでこれを「御内々」 将軍からの

井伊家の鷹拝領

条件と比較して、下賜鷹(拝領鷹)にはどのような特質がみられるであ 藩井伊家を事例として検討していく。 で、どのような鷹が諸大名へ下賜されたのかということについて、 本節では、 諸大名からの献上によって将軍のもとに集められた鷹の中 前節で明らかにした献上鷹の贈答 彦根

ろうか。

ておく。 ので、 前掲【史料5】の「拝領」とある鷹のように国元で管理・使用している という詳細な実績が記されている。次の史料はその一例である。 渡された、狩猟実績目録のようなもので、その鷹が何を何羽捕獲したか かということを示す史料がある。それは、 『井伊家伝来古文書』に、井伊家がどのような鷹を将軍から拝領した 目録のみではなく鷹そのものも実際に拝領していることを付記し 鷹拝領と同時に幕府役人から なお、

[史料8] (括弧内=筆者注記

包紙

天明二壬寅年十一月五日

御拝領之御鷹相渡リ候節加納遠江守様ニ而戸田五介様御渡被成候

御書付 二通

(書付1)

戌十月四 日

戸田五介組

四塒 雁捉

藻川

献上 津軽越中守

同 心

手代り同心

横山権八

藤倉大八

黒鴨 真鴨 白雁 真雁

<u>一</u> 羽 五羽 羽 羽

合物数四拾六羽

山七兵衛組

内

諸塒 鴨捉 子十月十五日

葛岡

献上

松平陸奥守

同心

手代り同心

萩原十蔵

原田平五郎

真鴨 九羽

黒鴨

三羽

(中略)

合物数拾九羽

戸 田 五介組御鷹匠組頭

岩間翁助

右之通御座候、 以上

十一月五日

戸 , 田五介

(書付2

雁捉 藻川

> 戸 ,田五介預御鷹

山七兵衛預御鷹

同

心

横山権八

鴨捉

同心 萩原十蔵

って認識されている。 内の藻川を出所地とするものであり、このように出所地名を鷹の名とし 戌年=安永七年(一七七八)十月四日である。津軽家が献上した鷹は領 掛若年寄と鷹匠頭が幕府側の担当責任者として対応していたのである。 時においても、 礼品を進呈していることは、〔表1〕の九月二十九日条などにみられる ある。津軽家の献上鷹が江戸に到着した後、「例年之通」に関係者への 守久堅の指示のもと、鷹匠頭戸田五介勝愛から井伊家に渡されたもので て付けていることは、将軍や大名にとって一般的なことであった。例え まず、「藻川」という鷹についてであるが、「献上 ことだが、その関係者とは御鷹掛若年寄一名と鷹匠頭二名をさす。献上 この目録は、天明二年(一七八二)十一月五日、御鷹掛若年寄加納遠江 ように、弘前藩主津軽越中守信寧が将軍へ献上した鷹で、その献上日は いることがわかる。一居は「藻川」、一居は「葛岡」と記されている。 さて、〔史料8〕をみると、井伊家は天明二年、二居の鷹を拝領して 井伊家がどのような鷹を将軍から拝領したかということが一瞥できる。 出雲松江藩の松平不昧(治郷)が所有していた鷹は、『放鷹』によ 「真那板淵」や 下賜時においても、 「黒岩」などのように、全てその鷹の出所地名をも 将軍と大名の間の鷹贈答には、 津軽越中守」とある

四歳 鷹狩に使用され、「真雁 手代り同心藤倉大八が担当預りになった。そして、この鷹は 献上された「藻川」は戸田五介に預けられ、 (「塒」 は鷹の誕生後、 一羽」以下、四十六羽の諸鳥を捕獲したので 鷹部屋で過ごした年数を示す)になるまで 戸田 組の同心横山権八と 「四塒」 =

あ ર્જે ただし 中 略 この た部 獲物名 労に は 数が 他 記 0 記されて 獲物 の ٧ì 名と数 、る順序 が記され は、 実際に 7 捕 獲

45 示 ず したも n 鶴 を筆 ŧ 大型の のので 一頭とし は 鳥で、 な て、 その 次に 当 蒔 他 雁 σ 諸 鳥と 次に しは明 鴨と は歴然とし 確 いう に分けられて 序 た格 列 が 付が あ ŋ́, あ 0 \bar{h} た。 5 頄 す 種 な 序

る 経 鳥であることから、 c た鷹 鶴捉 験があ 獲してもあるい そして、 b 鴨 だに対 捉 雁 れば という格付に する格付にも密接に関 「藻川」 $\frac{\downarrow}{d}$ 鴨 鴨 捉 は全く捕 の 格付なし、 場合は 雁 になり、 という鷹 d 捉) その 獲しなくても、 鶴 こいう とい 捕 で雁 他 0 絡付 獲した諸 連 格 、 う 序 ع の 付となっ V が 捕 . う 列 付けられた。 獲 a 鳥の でも同 諸 経 鶴 鳥の を一 |験がなくとも鴨 た。 中では 鶴 時 捉 羽でも に存在してい 序 雁 列 この 8 雁 、鴨を が最も 捕 b それらを ように、 獲 を した場合は い た 雁 捕 格 < の 捉 獲 ら多く 0 で 捕 高 a 獲

に使用・ そして、 ころとな に献 領 確 捉 認して ĴΪΪ 內 は 葛 ざれ、 上した鷹で、 ŋ 岡 は 井 诤 诤 いう格付 雁 産 おこう。 一のこ 真 家 内 家 鴨 鴨 山 が خج σ 組 σ 黒 下 鷹 献 が 両 0 葛 方捕 鴨 賜 上 付けら 同 は 脜 崗 心萩 をはじめ が決定され 日 献 ع 獲したこと は は ń 原 Ŀ 同 子 たが 十蔵 後 车 時 仙 غ \parallel 12 でと手代 るまで 幕 台 拝 安永九年 藩 があるため、 で十 治府鷹匠 領 主 0 松平 九 ò 'n た 葛 間 羽 同 頭 \dot{o} 葛 + 畄 0) 心 内 伊 岡 諸 原 山 克 諸 鳥を 十五 σ 格 田 七 達 塒 とい 場 平 Ŀ 兵 答 页 捕 衛 日 陸 Ŧī. \parallel 雁を 奥守 永清 は 獲 郎 で う 鷹に 鴨 が あ 一歳)、 冠に た。 担 重 0 0 0 . 当 た。 捕 預 村 つ 先の 鷹 が い 獲 ると 伊 将 7 経

> が あ るも Ō の 雁 は 捕 獲 したことがない ため、 鴨 捉 لح いう 格 付に

とどま って い . る

によ 前 節 に成長 いって た、 で は Ļ 雁 藻 若 川・ 鷹 捉 将 軍 が -献 葛 、将軍 鴫 Ŀ 岡 鷹の 捉 名 条件に は とい 仛 い 0 す 鷹匠 った格付がされ れ あ も若鷹では らが ることをあげ 鷹狩を行 ない たもの ことに が 捕 下 獲 れ 賜 に対 注 した鳥 鷹となっ 意 して、 した 0 種

大

粨

預鷹匠頭 獲物数 格付 内山七兵衛 雁捉 11 戸田久次郎 鴨捉 12 内山七兵衛 84 鴨捉 戸田久次郎 27 雁捉 戸田久次郎 29 鴨捉 内山七兵衛 26 雁捉 戸田五介 鴨捉 46 内山七兵衛 19 雁捉 内山七兵衛 30 鴨捉 戸田五介 7 雁捉 内山七兵衛 7 雁捉 内山七兵衛 7 鴨捉 戸田久助 15 雁捉

家が 伊 使用され n 0 に、 したもの である 達 捉 家が 将軍 天明-鹰 史料8]

は

:軽家と

カコ

ら下

賜

一年に

井伊

の

よう

注:『井伊家伝来古文書』1738-1、1946-1、2009-3、2152-1、2178-2、2413-1、 24868-1より作成。

の

格付

を

雁

捉・

大鷹であ

0

した天明

例

[表4] 井伊家拝領鷹の出所地と格付

出所地

尾

北 郡

北 郡

黒 岩

泉 塒

笹 畄

藻 Ш

葛

平 出

岩 丰

名 取

志田崎

西山本

駮

畄

献上大名

南部大膳大夫

南部大膳大夫

南部大膳大夫

南部大膳大夫

佐竹右京大夫

佐竹右京大夫

津軽越中守

松平陸奥守

松平陸奥守

松前若狭守

南部慶次郎

松平陸奥守

特

小なも

で 年 た。

あ Ö

恒

例

0

ŧ 0

 \mathcal{O}

であ

佐竹次郎

る 要 か 表 が あるだろう。 確 認 して は お

拝 領 日

明和 7.10

安永 7.10

安永 9.11.5

天明 4.10.22

嘉永 4.5.15

5

天明 2.11.

寛政 6.10

料 8 類似する七 至

- 50 -

将

軍 津

献

H

で、

鷹

狩

が 捉」である。 ように、 下賜されたのである。〔表4〕では七例であるが、〔史料5〕にみられる 捉」や「鴨捉」であることが条件にあり、その条件を満たした鷹のみが 拝領していない。 捉」に限定されており、 軽・伊達・松前の諸家で、 拝領している。 () から嘉永四年(一八五一)までと、 した鷹には一貫性があることがわかる。 の史料から作成したものである。これによれば、 恒例のものとして行われていたと考えてよいだろう。 特に 安永八年に井伊家が所持していた「拝領」 いつ頃このような形態が確立したかについては不明である 〈格付〉 もともとその鷹を将軍へ献上した大名は南部・佐竹・津 つまり、 の欄に注目すると、拝領した鷹は「雁捉」と 先述の(a)「鶴捉」や(d)格付なしという鷹は 鷹の時献上を行っている大名である。この表 将軍が井伊家に鷹を下賜する際には、「雁 疎らではあるが、井伊家が拝領 天明四年を除くと、全て二居を 鷹も「雁捉」と 明和七年 (一七七

獲していることがわかる。 うに鷹狩を行っている。 「鶴捉」鷹を所有していたのである。 五)から文政十年(一八二七)までの間、 例年のように「鶴御成」を行い、 |時の将軍家重や家治は、 また、「玄鶴日記」 すなわち、 吉宗の回数には及ばないものの、 様々な産地からの献上鷹で鶴を捕 将軍は自ら鷹狩を行い、 将軍家重・家治・家斉三代 によれば、 延享二年 毎 多数の 年の

は、

れている御三家・加賀前田家・溜詰大名などが、「鶴捉」・「雁捉」・「鴨

、伊家にみられるような「拝

えられる。

井伊家と同様に、

「鶴捉」は

一切下賜されていない。これは井伊家の家格によるものと考

参勤交代の帰国時に恒例として鷹を下賜さ

しかし、

井伊家に下賜された鷹は

「雁捉」

と「鴨捉」に限定されており

[表5] 安永2年の鷹拝領大名

| 拝 領 大 名 | 居城 | 詰 間 | 献上鳥 |
|--|--------------------------|-----------------------------|---|
| 尾張中納納言東經紀伊中 大學中 大學中 大學中 大學中 大學中 大學中 大學中 大學 | 名和高福会金彦松 古歌 出来,我是山松井津沢根山 | 大大溜大溜大溜溜廊廊 廊廊 廊 廊 廊 廊 廊 廊 廊 | 雁鶴 帰国御礼二種一荷雁鶴 塩雁鴨 在国之節拝領御鷹捉飼雁鴨 水漬雁、在国之時計寒中鴨 御鷹鴨 在国之時計拝領御鷹ニテ捉飼之雁鴨 在城之節冬春之間拝領之御鷹ニ而捉 飼之雁 |
| 酒井雅楽頭忠以 | 姫 路 | 帝鑑間 | |

注:「安永二年武鑑」より作成。 尾張・紀伊家のみで、 るが、 鷹拝領とそれに伴う「御鷹之 鷹之鴨」を献上したのである を拝領し、 将軍から「雁捉」と「鴨捉」 時計拝領御鷹ニテ捉飼之雁 って獲た「御鷹之雁」と「御 している御三家についてであ 差異がみられる。 次に、雁とともに鶴を献上 例年行われていた。(5) 献上は連動した行為であ を将軍に献上していた。 鶴を献上しているのは その鷹で鷹狩を行 しかし、 他家と

捉」を下賜されているかどうかという点が重要である。

まとめた [表5] によれば、 れている大名と、 そこで、安永二年(一七七三)の 越前松平家、 その大名が献上している鳥の種類が判明する。 鷹を下賜されている大名は、 「大名武鑑」をみると、鷹を下賜さ 御三家の尾張 それを

紀伊徳川家、

加賀前田家、

溜詰大名四家、

帝鑑閒詰姫路

酒井家という九家である。

みると、

鷹拝領後、「在国之 井伊家自身について

まず、

51 **—**

上していたことが推定できる。ように、鷹を下賜されての帰国直後に鷹狩を行い、捕獲した雁と鶴を献領御鷹ニテ捉飼」という文言はみられない。ただ、「帰国御礼」とある

[史料9]

場御差支相成候様との事、取計来候に付、津領之内時所に寄、炮術試打等被致候儀、御鷹取計来候に付、津領之内時所に寄、炮術試打等被致候儀、御鷹の一、御帰国御暇之節、御拝領之御鷹勢州へ被遣、為御捉被遊候鶴

ろう。史料的には不明だが、尾張家も同様であると考えられる。 考えると、紀伊家が拝領した鷹は「鶴捉」であったことが確定できるだ拝領に伴い「拝領御鷹ニテ捉飼之雁鴨」を献上していたこととあわせて付」などを目的とした場であった。そして、井伊家が「雁捉」・「鴨捉」献上しているのである。この鷹場は、「公儀へ御献上」する鶴の「飼献上しているのである。この鷹場は、「公儀へ御献上」する鶴の「飼献としているのである。この鷹場は、「公儀へ御献上」する鶴の「飼献といると考えられる。

捉」や「鴨捉」を拝領したと思われる。下賜されているが、御三家と異なり鶴を献上していない。両家は「雁越前松平家と加賀前田家は、御三家と同じく大廊下詰で、ともに鷹を

鷹が「雁捉」・「鴨捉」という格付を有する鷹であったと考えられる。「捉飼」をした「御鷹之雁」や「御鷹之鴨」を献上している。拝領したまた、井伊家と同じ溜詰大名である諸家も、やはり「拝領御鷹」で

後は溜詰列席であり、鷹と大名家格との密接な繋がりを見出すことがであろう。酒井家は徳川譜代の中でも有数の家柄であり、先代が溜詰にであろう。酒井家は徳川譜代の中でも有数の家柄であり、先代が溜詰に別席した経験がある。先祖の功績・格式によって、帝鑑間詰であっても鷹を拝領できたと考えられる。近世後期になると溜詰大名は増加するが、鷹を拝領できたと考えられる。近世後期になると溜詰大名は増加するが、鷹を拝領できたと考えられる。近世後期になると溜詰大名は増加するが、鷹を拝領できたと考えられる。鷹を拝領であって、帝鑑問詰大名の姫路酒井家も鷹を拝領している。鷹拝領に伴きる。

ある。 異なる鷹が下賜され、それに対応して大名は鶴・雁・鴨を献上したのでていた。大名の家格によって「鶴捉」・「雁捉」・「鴨捉」という格付のた側の大名はその鷹で鷹狩を行い、「御鷹之鳥」を献上する義務を担っ以上のように、将軍から鷹を拝領した大名は限定されており、拝領し

おわりに

将来性が重視されていたのである。献上直前には、その責任者である藩後に将軍が使用するという前提をもって献上されたのであり、そうした大名によって定められていた献上数が整えられた。そして、若鷹は献上「容」が「宜」しく、初物の若鷹であるということが重要であった。視為である献上においては、そこに求められた献上鷹の条件として、鷹の為である献上においては、そこに求められた献上鷹の条件として、鷹の法に野蛮がは、

主や家老らによる「御見分」が行われている。

大名間の関係以上に将軍との関係は優先・強力であった。その年によって異なっているが、進呈より献上の方が優先的に行われ、があった。それに対して津軽家は各方面に鷹を進呈している。進呈先は津軽鷹は松前鷹などと並び名声が高く、幕臣や諸大名から「御所望」

あり、 として意識されていたのである 験のない鷹は下賜されておらず、これは井伊家の家格との関係で説明で 捉」と「鴨捉」のみが下賜されている。「鶴捉」や鶴・雁・鴨の捕獲経 ではない。 名へ下賜された。 きるものと考えられる。さらに、 ものが下賜された。その鷹は、捕獲した鳥によって「鶴捉」・「雁捉」・ 『鴨捉』という格付が与えられた。 そして、 狩猟実績をもつ実践的な鷹であった。これらの点が下賜鷹の条件 将軍もしくは将軍名代としての幕府鷹匠らが鷹狩で使用した 将軍のもとへ献上などで集められた鷹は、井伊家などの諸大 しかし、献上されたものがすぐそのまま下賜されたの 下賜鷹は若鷹ではなく成長した大鷹で 井伊家の場合は、これらのうち「雁

将軍の介在はただ単に贈答の中継点としてのものではなく、将来性のあ である。 る未使用の鷹が献上され、 家などへ渡されるわけであるが、 としての価値が高まり、 未使用の鷹が献上され、 の献上・下賜の中心は将軍であり、 結果的には津軽家や伊達家などの領内を出所地とする鷹が井伊 献上と下賜の間に、 それを将軍が使用したことによって鷹の 将軍使用の鷹が大名へ下賜されたという点 将軍 相応の格付をもった鷹の下賜を行うことが その間(中心)に将軍が介在していた (権威) この贈答行為で最も重要なこと が介在することによって、

の将軍[所有+使用]ができる贈答品が鷹であった。象徴である鷹の贈答品としての特質が見出せるのではないだろうか。こ軍[所有+使用]を中心に献上・下賜が行われているところに、権威の有とともに使用という面が加わることが特筆すべきものである。この将上品が下賜品になるのである。特に鷹の場合は、介在の性質として、所

の贈答品との相違点の検討をあげておきたい。 大名間交際の実像、拝領鷹の破損・死去時における大名の対応、鷹以外への選題として、鷹贈答の確立期・解体期の状況、鷹を媒介とした

注

- (1)儀礼研究は儀礼そのものの検討のみにとどまらず、当時の政治社会(1)儀礼研究は儀礼そのものの検討のみにとどまらず、当時の政治社会
- 八九年)。 蜂屋柿を事例に―」(『徳川林政史研究所研究紀要』第二三号、一九蜂屋柿を事例に―」(『徳川林政史研究所研究紀要』第二三号、一九(2) 大友一雄「近世の献上儀礼にみる幕藩関係と村役―時献上・尾張藩
- 3 の 九八三年)、 |構造| 地上、 塚本学『生類をめぐる政治 雄山閣出版、 -将軍 菊池勇夫 (徳川) 「鷹儀礼にみる松前藩の位置」(『幕藩体制と蝦 権威の一側面―」(『国史学』第一四八号、 九八四年)、 -元禄のフォークロア』 大友一雄 「鷹をめぐる贈答儀礼 (平凡社、

章・第二部第三章(吉川弘文館、一九九八年)など。一九九五年)、長谷川成一『近世国家と東北大名』序論・第一部第二の治史」(『朝日百科・日本の歴史』別冊通巻一八号、朝日新聞社、館研究紀要』第二六号、一九九五年)、福田千鶴「「御鷹」をめぐる九九二年)、同「近世の御振舞いの構造と「御鷹之鳥」概念」(『史料九九二年)、同「近世の御振舞いの構造と「御鷹之鳥」概念」(『史料

- 一九九八年)。 して―」(藤野保編『近世国家の成立・展開と近代』、雄山閣出版、(1)出稿「近世武家社会における鷹贈答の構造―彦根藩井伊家を中心と
- (3)長谷川氏前掲著書が詳しい。(5)近世初頭から寛文・延宝期における津軽家の鷹献上については、
- (6)弘前市立弘前図書館所蔵『津軽家文書』「弘前藩庁日記」。
- (7)「弘前藩庁日記(御国日記)」安永五年九月三日条。
- [8)「鷹待」については、(3)長谷川氏前掲著書第一部第二章を参照。
- 9)「弘前藩庁日記(御国日記)」の享保元年八月二十八日条など。
- (11)「弘前藩庁日記(御国日記)」安永五年九月七日条。
- 12)「弘前藩庁日記(御国日記)」安永五年七月二十八日条。
- (13)「弘前藩庁日記(江戸日記)」安永五年十月十五日条。
- の鷹狩に備えて、鷹匠自身の技術訓練等を目的としたもので、「御に鷹を「御所望」したのである。筆者は、将軍の「御鷹」を使う実際を目的としたものではない。別の意図・用途をもって、原田は津軽家鷹を従来通り将軍に献上しているので、原田宛進呈鷹は将軍への献上)、この原田は幕府の鷹匠組頭であるが、津軽家はそれとは別に五居の

鷹」を傷つけることを避けるための処置ではないかと推察する。

在・機能を明らかにしていく必要があるだろう。 一方、川越藩主松平千太郎の場合は、どのような目的で津軽家から 一方、川越藩主松平千太郎の場合は、どのような目的で津軽家から 一方、川越藩主松平千太郎の場合は、どのような目的で津軽家から 一方、川越藩主松平千太郎の場合は、どのような目的で津軽家から 一方、川越藩主松平千太郎の場合は、どのような目的で津軽家から

- 河出書房新社、一九九七年)参照。 氏と南部氏の交流を素材に―」(渡辺信夫編『東北の歴史 再発見』、とを恒例としていた。榎森進「北方世界の交流から見えるもの―松前とを恒例としていた。榎森進「北方世界の交流から見えるもの―松前の一般前家は参勤交代時に領内を通過する南部家に対し、鷹を進呈するこ(15)所望がなくとも、積極的に鷹を進呈する事例もみられる。例えば、
- (16) 彦根城博物館所蔵『井伊家伝来古文書』八一三番
- 17) (4)に同じ。
- をめぐって―」報告要旨(『関東近世史研究』第四〇号、一九九六(18)馬場弘臣「近世前期の産物献上と献上御用―小田原藩の「鮎」献上
- (1)「弘前藩庁日記(江戸日記)」安永六年十月二十九日条
- 20)「弘前藩庁日記(御国日記)」安永六年九月二十八日条。
- 〔21〕『井伊家伝来古文書』二一五二—一番

九八三年復刊)。(22) 宮内庁式部職編『放鷹』一三九頁(吉川弘文館、一九三一年、

いった特産価値を維持することにも関連していただろう。 山所地が明記されている。出所地の明記は、どの大名がその鷹を献上 出所地が明記されている。出所地の明記は、どの大名がその鷹を献上 はをの、いずれも、鷹はその なお、〔史料1〕・〔史料5〕・〔史料8〕を作成したのは、それぞれ

将軍の所有物としての「御鷹」であるということが重要であった。と思われる。鷹場地域の村人にとっては鷹の出所地は問題ではなく、されることで、鷹の出所地を認識する必要性の有無があらわれているいう総称のみしか記されていない。これは、その史料の書き手に左右しかし、鷹を実際に使用する将軍家鷹場の地方史料には「御鷹」としかし、鷹を実際に使用する将軍家鷹場の地方史料には「御鷹」と

- (23)「玄鶴日記」(『放鷹』九七~一〇九頁)。
- (24) (10) に同じ。
- (25) (4)に同じ。
- 散見する。 川史刊行会、一九三二年)。この史料の各所に鶴飼付・献上の記事が(26)「勢州御鷹場之件旧記」『南紀徳川史』第十七冊九九七頁(南紀徳
- 岩田書院、一九九七年)を参照。
 近国の鷹場編成」(関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家』、(27)紀伊家の伊勢国鷹場については、斉藤司「近世前期における五畿内
- (おかざき・ひろのり 中央大学大学院)津軽家を事例として―」(『大倉山論集』第四三輯、一九九九年)。)元禄~正徳期については、拙稿「幕府生類憐れみと大名の鷹贈答―

28